

令和7年度  
長浜市農業施策に関する意見書

令和6年9月  
長浜市農業委員会

## 農業施策に関する意見書

気候変動による異常気象の頻発化やロシアのウクライナ侵攻により、世界の食料生産と供給が不安定化する中、平成11年に制定され四半世紀が経過した「食料・農業・農村基本法」の改正法が令和6年の通常国会で可決されました。

この法律の基本理念には、「食料安全保障の確保」が掲げられており、世界の食料事情が不安定化している状況を踏まえ、国の責務として食料安定基盤である農地を確保し、国内外への食料供給能力を維持するため、効率的・安定的な農業経営（担い手）とともに農業生産活動を通じて望ましい農業構造の確立を目指すべく、各種施策を引き続き実施することを求めています。

現在、米価は一時的に上昇を見せているものの、生産資材価格等は高騰し、コストを反映した米価には未だ及ばない中で、高齢化や人口減少等に伴い農業者は減少し、耕作放棄地の拡大には歯止めがかからず、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念が増大しており、本市の約8,000 haに及ぶ農地をいかに守っていくかが大きな課題となっています。

このような状況の下、令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法により、これまでの地域での話し合いによる「人・農地プラン」から10年後の地域の目標地図を示した「地域計画」の策定が求められることとなり、市内の全地域で策定できるよう、各地域で協議が進められています。

農業委員会といたしましても、昨年度より、この根幹となる「目標地図」の素案を作成し、集落への説明会等においてもアドバイス等を行っているところであります。この地域計画においては、今年度末を完成目標に活動が進められていることから、今年度も引き続き取り組んで参りたいと考えております。

さて、農業委員会が行ったアンケートや各農業委員の声によりますと、農業経営を継続するために必要なことの第1位は、米価の安定が挙げられており、次いで農業機械更新への助成となっております。また、農地を守るために必要な支援等といたしましては、「農業所得の向上につながること」について、最も多くの回答をいただいています。

ここ数年、農業者からの回答は同じ内容が続いており、農業を継続していくには、農業者の声を反映した施策が実行されなければならないと考えています。

そこで、本市の基幹産業であり、安定的な食料の供給並びに国土保全の使命を持つ農業が継続可能な産業となるとともに、環境保全・景観形成・防災など多面的機能を持つ農地を後世に継承するため、農業者の思いを提案としてまとめました。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づく意見書として提出いたしますので、令和7年度の予算編成に反映いただくとともに、国、県への要望等についてご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

令和6年9月27日

長浜市長 浅見 宣 義 様

長浜市農業委員会会長 將亦 富士夫

## 目 次

1. 多様な担い手の確保・育成・支援について	・・・1
(1) 農業を始められる方への育成について	
(2) 小規模農家への支援について	
(3) 中規模・大規模農家への支援について	
(4) 女性農業組織への支援と女性・青年農業者の登用について	
(5) 農業に関わるマッチング等の仕組みづくりについて	
2. 持続可能な農業経営の支援について	・・・5
3. 鳥獣害対策について	・・・6
4. 遊休農地対策について	・・・7
5. 国・県要望について	・・・8
(1) 農業者の所得安定対策について	
(2) 農地保全管理対策について	
(3) 新産業新技術支援対策について	
(4) 食料自給率の向上について	
(5) 鳥獣害対策について	
(6) 水田活用直接支払い交付金について	

# 1. 多様な担い手の確保・育成・支援について

近年の担い手主体の政策等により、小規模農家の離農が促進され、農業従事者は大幅に減少しました。これら、農業従事者の減少に加え高齢化が加速するなかでは、大規模経営の担い手のみならず、小規模農家や生きがい農家といった多様な担い手を育成し、農業従事者を増やしていくことが、本市にとって重要な課題であると考えています。

については、多様な担い手を確保・育成・支援するため、次のとおり提案します。

## (1) 農業を始められる方への育成について

### ①空き家バンク制度の推進等について 【継続】

令和5年4月1日から農地法第3条の許可基準に変更があり、一定の農地を経営していることの要件が撤廃されました。また、空き家と農地を取得し家庭菜園を始められる方が、徐々に増えています。

これらは、農村集落の活性化はもとより、遊休農地の解消にもつながると考えられるため、農業を始められる方への育成として、引き続き空き家バンク制度の促進をお願いするとともに、例えば、米原市が実践されている移住者向けに農作物の作付から販売まで、実習と座学を連続で講義し実践形式で農業の基本を学べる「農業塾」等を開催するなど、地域農業の新たな担い手育成を図る取り組みをお願いします。

## (2) 小規模農家への支援について

### ①「小規模農家営農継続支援事業補助金」の増額と拡充について 【継続】

#### 増額について

地域の農地を守っている小規模農家は、機械等の延命を図り、農業を続けておりますが、長年の使用による故障等が多く、更新を余儀なくされています。

機械の更新への助成を望む声が非常に多く、また、更新ができずにやむなく廃業となるなど、離農の大きな要因ともなっています。

農家から要望される金額が補助額を大きく上回っており、補助を要望されているすべての農家に支援できていないとの意見も多数いただいています。

近年、大規模農家が農業の主体となり、集落営農組織は減りつつあり、集落での農機具の共同利用の形態も減りつつあります。それに伴い、大規模農家では管理できない農地を小規模農家が管理しているケースも見受けられ、それらの農家を支援するためにも、補助額の増額をお願いします。

#### 補助対象の拡充について

新規就農者には、農業機械や倉庫などが必要となるものの、新設で施設を建築することは難しく、中古施設の利用や農業機械をリースで使用される場合が多いことから、その施設の修繕や、リース代支援など、農業者の実情に応じた経費に適用できる

よう、補助対象の拡充をお願いします。

また、市内の現農地を守るためには、小規模農家の経営維持が不可欠であり、これ以上の農家の廃業を生まないためにも、農業用機械の購入等にかかる補助について、同性能の機械の更新も容易になるよう補助対象の範囲や考え方を柔軟に対応されるなど、交付条件を工夫されるようお願いいたします。

### (3) 中規模・大規模農家への支援について

#### ① 転換作物生産推進事業補助金の増額と補助対象の拡充 【継続】

「野菜・花き栽培用機械購入補助」

「生産調整用推進用アタッチメント整備補助」

#### ② 農業用資材（肥料・燃料等）の高騰に対する支援について 【継続】

昨年度、県補助事業として、資材高騰に対する緊急支援事業を実施いただきましたが、現在も機械費や資材費等の高騰が続いております。

引き続き、国や県に対して、実情に応じた適宜適切な補助支援を働きかけていただくとともに、市の姿勢として、農業者が安心して農業経営が続けられるよう、独自に資機材高騰に対する農家への補助をお願いします。

#### ③ 農業機械の免許取得や技能習得への支援について 【継続】

農業者が安全に効率よく農作業に取り組めるよう農作業機械の免許（大型特殊・けん引・フォークリフト・玉掛け作業・ドローン操作等）取得に対する支援、また生産調整のための機械整備にも引き続き支援をお願いします。

#### ④ 実現可能な市全体の「地域計画」の策定後の体制整備について 【新規】

現在、今年度末を目途に地域計画の策定を進めていただいておりますが、地域計画は、担い手への農地集積・集約化を進め農地利用の最適化を図ることが目的です。ただ、山際など耕作条件が不利な農地が結果的に遊休農地・荒廃農地になっていることから、その取扱いや対応には苦慮しているところです。それらの農地は、農地以外での利用を含め、地域の実情に応じた土地利用の方向性を示す必要があり、策定した計画を見直し、その実現に向けた取組には市の支援が欠かせないため、市の体制を整備いただくとともに、関係機関と連携した上で、引き続き、各地域への指導助言等をいただくようお願いいたします。

#### (4) 女性農業組織への支援と女性・青年農業者の登用について

##### ①ながはまアグリネットワークへの活動支援について

【継続】

農業の多様化により、農産物の加工や販売方法など、様々な付加価値が生み出されていくなかで、特に女性ならではの視点やアイデアなどは、農業経営の多角化などを図る農家にとっては、大変貴重なもので、これら女性農業者の活躍が期待されているところです。

現在、市内の女性農業者で組織されている「ながはまアグリネットワーク」対して、会員の拡充支援、女性農業者を対象とした農業機械研修及び経営研修等の支援いただいておりますが、今後も継続した支援をお願いします。

##### ②女性や青年農業者の登用について

【継続】

農業委員会の活動は、地域農業の将来を見据えた取組みとなるべく、性別や年齢にとらわれない、多様な人材が求められています。

本市においては、女性農業委員の割合が、農業委員 37 名中 8 名（21%）と県内では高い水準にありますが、市が主導的立場で主体的に委員候補者の選定を進められるよう 3 年後を見据えた地域への働きかけをお願いします。

#### (5) 農業に関わるマッチング等の仕組みづくりについて

##### ①各種講習会の開催について

【継続】

～ 手軽にはじめられる家庭菜園向け講習会 ～

～ 専門家の指導による年間を通じた研修会 ～

子供たちに採れたての新鮮な野菜を食べさせたい親御さん向けの講習会や移住者向けに農作物の作付から販売まで実習と座学を連続で講義し実践形式で農業の基本を学べる「農業塾」等を開催するなど、市民ニーズを的確に把握し、創意工夫により実施上の負担を排除し実施できるよう具体的な取り組みをお願いします。

##### ②農業経営者と労働力を結びつける仕組みづくりについて

【継続】

～ シニアや退職者と労働力が欲しい農家～

～ やむなく廃業を考えている農家と規模拡大を目指す農家 ～

～ 長浜版農業サポーター制度 ～

現在、JAレーク伊吹及びJA北びわこの両JAにおいて、農業法人等の繁忙期に必要な労働力を確保するために、「法人と労働者のマッチングアプリ（ワンデイバイトアプリ）」の運用が始まっているものの、農地を荒廃させることなく効率的な農業を進めるためには、多様なマッチング制度を創設し人材確保に繋げる必要があると考えます。

このような農業経営者と新たな労働力を結びつける仕組みは、多くの農業者や地域住民の方に認知されることが重要であり、市としても、その活動を広げる支援をお

願いするとともに、市独自として、廃業予定農業者と規模拡大農業者をマッチングできる仕組みづくりを検討願います。

**③緊急支援協定体制の更なる発展について**

**【継続】**

現在、J A北びわこでは、農家が廃業となる事態が生じても、最終的な受け皿としてJ Aの農業法人等がすべての農地を引き受けられる体制が整備されておりますが、そのような活動が市内全域に広がるように、市としても関係機関と連携し、体制整備の強化を促進願います。

**④農産物栽培等のアドバイザーの設置について**

**【継続】**

～ 水田活用の野菜、花き栽培のアドバイザー ～

～ 新規就農者の支援としてのサポート、アドバイザー ～

経営の多角化等を検討されている方や新規就農者が、水稻以外の作物（野菜、花き等）にも取り組むことができるよう、県やJ A等と連携を図り、アドバイザーなどによりサポートできる仕組みや統一した相談窓口等の検討をお願いします。

**⑤小さな田畑と家庭菜園を希望する方とのマッチング制度について**

**【継続】**

地域計画から外れた集約しにくい田や、作り手のない集落内の小さな畑などについて、農業に興味を持っている方や家庭菜園を希望されている方とマッチングすることで、農地を効率的に活用することができることから、市の施策として、マッチングを図るための仕組みづくりを検討されていることと存じますので、早い段階での実行をお願いします。

## 2. 持続可能な農業経営の支援について

持続可能な農業を実現するためには、農業者の所得向上や経営の安定は欠かせないものであると考えます。

これらの仕組みづくりについて、次のとおり提案します。

### ①農産物の産地化に向けた継続した取組みについて 【継続】

企業と連携した加工用トマトの栽培契約は、確実に成果に結びついていることを確認しておりますが、地域で栽培されたキャベツや玉ねぎなどの野菜をはじめ、多様な農産物の生産と流通・加工が一体となった産地化や付加価値向上に向けた取組み等がますます求められています。

農家からは、栽培した野菜を「カット野菜」等に加工できる工場があれば、野菜の取組み面積の拡大を図ることもできるとか、同じ野菜を栽培しても、ネームバリューがある産地の野菜とは買取価格に違いがあり、野菜の生産意欲が出にくいとの声を伺っております。例えば、市内では、ブロッコリーの作付面積が大きいですが、現在、健康志向の高まりでブロッコリーの国内消費が高まっており、今後も需要拡大を見込めることから、地域を上げてブロッコリーの産地化を目指すなど、新たな取組みをお願いします。

### ②農業者収入保険加入促進事業について 【継続】

現在、農業者の経営安定化を図るための「農業者収入保険」を創設されており、市では加入促進に向けた取り組みを実施いただいておりますが、農業経営における様々なリスクには農業者の自助努力だけでは対応しきれないことから、引き続き加入促進事業の推進をお願いします。

### ③ブロックローテーションの支援について 【継続】

米価の安定には、需給調整が何より重要で、需要に応じた米作りを実践するには、集落ぐるみでブロックローテーションによる生産調整の取組みが効果的です。しかしながら、近年、主食用米以外の水稻作付が増加し、畑作によるブロックローテーションが崩れ出しております。

加工用米や飼料用米による転作が主流になると、水田ほ場が増えるため水の確保が困難になるとともに、畑作ほ場も乾きにくくなります。

各地域において、集落単位又は経営者単位でブロックローテーションを実施されており、地域の実情に合わせたブロックローテーションを維持することにより、畑作物の作付けを増やし、生産者の経営安定に寄与することから、その支援の継続をお願いします。また、畑作物の推進が図られるよう、積極的な支援をお願いします。

### 3. 鳥獣害対策について

農業委員会が実施したアンケートにおいても、中山間地域の農業者からは、農業経営の継続に必要な対策の上位に鳥獣害対策の強化があり、これら農業者や集落ぐるみによる鳥獣害対策を支援するため、引き続き防護柵の新設修繕などや狩猟免許取得の支援の継続、あわせて支援の充実をお願いします。

#### ①年間を通じた獣害駆除対策の強化について 【継続】

絶対個体数を減らすため、引き続き、年間を通じた駆除、特に、冬期における駆除活動の強化をお願いします。

#### ②防護柵の未設置区域の解消について 【継続】

防護柵の未設置地域については、設置を促進し、早期に市内全域で設置が完了するよう、関係機関と連携した対策を講じられるようお願いいたします。

#### ③自然災害による防護柵の復旧に対する支援について 【継続】

近年ゲリラ豪雨や竜巻の発生など、自然災害の頻度とリスクが増していることから、災害の規模にかかわらず、自然災害等で破損した防護柵等の復旧については、国と地方自治体の役割に応じた支援をお願いします。

#### ④サルに対する群れごとの捕獲及び対策について 【継続】

サルにより農作物の被害が多発しております。花火等による追い払いでは、手に負えない状況です。関係機関と調整し、群れごと捕獲できるような檻の設置、自治会への貸出、捕獲したサルの処置など総合的な対策を講じるようお願いいたします。

#### ⑤シカへの対策について 【継続】

シカによる農作物の被害も多く発生しておりますが、防護柵の設置により、被害の軽減を図ることができますので、これまで以上に、防護柵を継ぎ足すなど、引き続き、シカの侵入を許さない対策を講じるようお願いいたします。

## 4. 遊休農地対策について

本市における中山間地域の山際を中心とした条件の悪い農地については、耕作する者が減少していることから遊休農地が増大し続けております。

農業委員会といたしましても、農業委員が日常的に行っている農地パトロールに加え、農地法に基づく非農地判断により、守るべき農地を明確化するための取組みも行っているところです

については、現行の遊休農地、耕作放棄地発生後の解消に対する補助を継続していただくとともに、遊休農地等の発生を予防する視点で取組みの強化をお願いします。

### ①耕作放棄地にならない取組み、仕組みづくりの検討について 【継続】

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や中山間地域等直接支払交付金制度による支援を受けて、耕作放棄地にならない取組みの支援をいただいているものの、耕作放棄地の面積が拡大し続けております。こうした傾向を抑制するためには、従来の耕作放棄地対策に加えた、より効果的な取組みが求められています。人口減少社会を迎えるなかで減少する農業従事者を確保するためにも、地域の実情にあわせた取組みを検討願います。

### ②集落の農地は集落で守るという意識付けについて 【継続】

農地は農業者だけでなく、公共財であるという認識のもと、地域計画を通じ、集落はもとより市民全体で守るという意識付けの機運を高めていただく施策（先進事例等踏まえた広報、研修等）を講じるようお願いいたします。

### ③地元集落による耕作放棄地管理の補助等について 【継続】

地元集落による耕作放棄地管理は、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や中山間地域等直接支払交付金制度では、支援内容が不十分で管理もままならない状況です。このため、適正な管理が継続されるよう、必要な技術的支援や機械購入など、さらなる支援をお願いします。

### ④耕作放棄地解消事業補助金について 【継続】

ここ数年、びわ地域等で耕作放棄地の解消に繋がった事例や、解消に向けた話合いが行われている事例が見受けられ、その取組みを後押しするためにも、耕作放棄地解消に向けた補助金の継続と拡充をお願いします。

## 5. 国・県要望について

これまで米価が長らく低迷してきた影響と昨今の農業資材等の高騰により、農業経営の維持は大変厳しいものがあります。

また、近年、大規模な経営体へ農地の集約が進んだことにより、小規模農家の離農が促進され、農業従事者が減ることで、さらなる荒廃農地を生む事態が生じています。

「なぜ農業だけでは生活できないのか」、「離農者が管理されていた農地は誰が守るのか」、「なぜ農業の後継者が育たないのか」、これらについて、国及び県は、各地域の現状を再認識いただき、今ある農地を残し、農業者が将来に希望を持って国民への食料供給の付託に応えていくためにも、本年6月に成立した新たな「食料・農業・農村基本法」のもと、農業者等が真に望む具体的な施策の展開が必要と考えます。

こうしたことから、国及び県に対して、次のことを要望します。

### (1) 農業者の所得安定対策について

#### ①農家所得に繋がる輸出拡大対策について 【新規】

人口減少に伴う国内市場の縮小に対しては、市場を海外に求め、農家所得を確保・向上することが重要です。海外需要の掘り起こしや国内生産基盤の強化、輸入規制の撤廃・緩和等、農産物の輸出拡大に向けた総合的な取り組みを要望します。

#### ②適正な生産数量の配分による需給調整等について 【継続】

米価の安定には、生産調整が必要不可欠であることから、国の責任において適正な生産数量の配分による需給調整を行うことと、米価の安定を図るため、目標達成のためのインセンティブ制度を創設するよう要望します。

#### ③農業資材の価格上昇分緩和のための支援制度の継続拡充について 【継続】

#### ④米価に連動した交付金制度の創設について 【継続】

農業用資材である肥料や燃料等の高騰が続くなか、多くの農業者が経営に大きな打撃を受けています。一方で、地球温暖化による近年の異常気象は、米の安定的な生産、供給を妨げる要因ともなっています。

ここ数年、農業委員会が行ったアンケートにおいて、農業経営を継続するために必要なことは、米価の安定が1位となっており、昨年同様、農業資材についての支援を望む声が多くありました。

これらから、上記について引き続き、国、県に対して要望します。

## (2) 農地保全管理対策について

### ① 荒廃農地をこれ以上増やさない仕組みづくりの創設について 【継続】

中山間地に多くある荒廃農地など、当該地域は、高齢化率が高く、農地管理の担い手がない状況です。

そこで、これ以上荒廃農地を増やさないために、必要となる仕組み（例えば、定年後に農作業を行いたい方や休日の自由な時間に農作業を行いたい方（小規模農家）の支援拡充、行政や農協等が主導したサポート体制等の整備、耕作者バンクの設置、耕作放棄地に対して雑草管理をした場合、また、畑作地として野菜の作付け等を行った場合などへの助成金交付等）の制度創設について、要望します。

### ② 公共物管理者による法面の管理について 【継続】

国道等の道路や河川の法面等の除草作業を地元自治会等に依頼されていますが、適正な管理ができていないため、農業者が自主的に管理せざるを得ない状況ですが、その努力も限界となっております。

については、公共物管理者として、周辺農地の営農に影響を及ぼさないよう、防草シートを設置するなどの適切な対策を講じるよう、要望します。

### ③ 新たな荒廃農地を生まないための人材育成の仕組みづくりについて 【継続】

多面的機能支払交付金事業（世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金等）や中山間地域活性化直接支払事業は、農地保全管理対策として実施されているものの、荒廃農地がある全集落が取組みされている訳ではなく、また、現状でも活動されている組織の維持が困難な状況にあり、これ以上荒廃農地を拡大させないためには、活動組織の中心となるべき新たな人材を育成し、農村地域で活躍できる仕組みを創設するよう、要望します。

### ④ 中山間地のほ場整備事業について 【継続】

中山間地は湿田等が多く、大型機械での耕作等は難しいため、特に中山間地の農地改良事業を進めるよう、要望します。

## (3) 新産業新技術支援対策について

### ① 農産物を使用した商品開発のための企業への大幅な支援について 【継続】

米の消費量は、人口減少とともに減り続けるため、米作以外の地域の農産物を使用した商品を開発し、作り出す必要があると考えております。

については、企業等が地域で収穫した農産物を使用した商品開発を進められるよう、これら企業等へ支援を要望します。

## ②環境負荷低減のための取組みについて

【継続】

緩効性の肥料は、ほぼプラスチックが使用されており、琵琶湖にも流れ込んでいます。そこで、環境負荷低減のため、これらプラスチックを使用しない又は可能な限り少なくした肥料の研究を進めるとともに、開発された肥料使用者への補助について、要望します。

## ③スマート農業を促進する補助金の継続と中小規模経営体への補助の優先配分について【継続】

深刻化する労働力不足に対応するためには、スマート農業を促進する必要がありますので、今後も支援の継続をお願いします。一方で、現在の支援制度では、大規模経営体を優先した支援結果となっていることから、農業従事者のすそ野を拓げるためにも、新規就農者等の中小規模経営体にも一定量を優先的に支援されるよう要望します。

### (4) 食料自給率の向上について

#### ①地産地消の更なる促進について

【継続】

学校給食におけるパンやごはんは県内産の小麦、米が使用されるようになりましたが、これら地産地消の更なる促進とともに、子どもたちに安心安全な食の提供を行うため、学校給食の他の食材においても、まかなえる物はすべて県内産が使われるよう要望します。

#### ②人や家畜の食料・飼料等の国内産利用への政策転換について

【継続】

日本の食料自給率は先進国の中でも低水準で、食料自給率の低迷は、日本の「食」において大きなリスクとなっています。市販のパン等における残留農薬の問題など、食料と農業生産を海外に依存する危うさが露呈しているといえます。

また、輸入に頼るほどフードマイレージも増えCO<sub>2</sub>の排出量も多くなります。

こうしたなかで、昨今のウクライナ進行や急激な為替相場の変動により、小麦やトウモロコシ等の飼料が高騰し、畜産農家への影響も大きいものとなっています。

今こそ、食料自給率向上等のため、食料、飼料が国内産でまかなえるような政策への転換を図るよう要望します。

### (5) 鳥獣害対策について

#### ①鳥獣害対策について

【新規】

鳥獣害捕獲用の罠の設置については、猟友会に所属している有資格者のハンターが行っていますが、所属人数が限られているため、現状の活動では、鳥獣害被害に対応し

きていない現状があります。その状況を踏まえ、鳥獣害の被害の軽減を図るために、例えば、危険度が低い罾の設置については、市が認めた一般住民にも捕獲許可が出せる等の規制の緩和を要望します。

## (6) 水田活用直接支払い交付金について

### ①水田活用直接支払い交付金制度の運用について

**【新規】**

過去5年間に水稲作を行わない水田は、令和9年度以降、対象水田から除外されることとなりますが、そのような水田は、今後、新たな担い手が発生した場合においても、交付金の対象外となり、実際に新たな担い手を求めるのは非常に困難な状況になると言わざるを得ません。結果として、耕作放棄地を増やすおそれもあるため、土地単位で交付金の有無を判断するのではなく、耕作者単位で交付金の有無を判断するなど、農地の再生が可能となる制度運用を要望します。